

# 環境インフォメーション

INFORMATION ON ENVIRONMENT

## 野焼きはやめましょう！

野焼きは禁止されています。ドラム缶やブロック圍い、家庭用焼却炉での焼却も禁止されています。  
例外的に認められる場合

- ・災害の予防、応急対応、復旧のために必要なもの
  - ・風俗習慣上、宗教上の行事のために必要なもの
  - ・農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの
  - ・日常生活でのたき火程度の軽微なもの
- ※右記の場合でも必要最小限にとどめ、風向きや強さ、時間帯などに注意し、周囲に迷惑がかららないように配慮してください。

## 家電は適正に廃棄しましょう！

家電を適正に廃棄するには、リサイクル料金と運搬料金が必要です。

**対象家電** テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

- ① 買い換えて古い家電を廃棄する場合  
新しい家電購入店に引き取りを依頼する。
  - ② 古い家電の廃棄のみの場合  
購入した店舗に引き取りを依頼する。
  - ③ 購入した店舗が不明の場合  
市内大型家電販売店や一部の家電販売店へ引き取りを依頼する。
- ※全国で料金トラブルなどの事例が発生しています。  
違法な不用品回収業者には十分ご注意ください。

## 12月は地球温暖化防止月間です！

地球温暖化は誰もが知っている問題ですが、さまざまな理由から防止対策があまり進んでいないのが実状です。家庭でできることから少しずつ取り組みましょう。

### 冬の温暖化防止の取り組み

- ① 窓に空気層のある断熱シートを貼る
- ② 暖房時はカーテンやブラインドを閉める
- ③ 床に断熱シートやカーペットを敷く
- ④ すき間テープなどを活用して、すき間風を防ぐ
- ⑤ 重ね着などで暖かくする
- ⑥ 湯たんぽ、ひざ掛けなどを活用する
- ⑦ ストープ、ファンヒーターより、エアコン暖房を活用する
- ⑧ 室温を低めにし、こたつや電気カーペットなど効率よく部分暖房を活用する
- ⑨ 部屋のドアやふすまを閉め、暖房範囲を小さくする
- ⑩ 暖房の温度設定を控え目にする。(目安は20度)
- ⑪ 扇風機などを使い、天井付近の温かい空気を室内に循環させる
- ⑫ 暖房の使用時間をできるだけ短くする(外出30分前に消すなど)
- ⑬ 照明を使う時間をできるだけ短くする
- ⑭ テレビを見る時間を少なくする
- ⑮ 電気ポットや炊飯器の保温をやめる
- ⑯ 圧力鍋を活用するなど、調理時間を短くする
- ⑰ 食器洗いで、お湯を出しっ放しにしない
- ⑱ 節水シャワーヘッドを活用し、使うお湯の量を減らす
- ⑲ 家族が続けて入り、風呂の追いだきをしない
- ⑳ 保温便座の設定温度を下げ、使わない時には便座のふたを閉める
- ㉑ エコドライブを実践する

## 不法投棄は犯罪です！

不法投棄者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。不法投棄は、周囲の景観を損なうだけでなく、自然環境を破壊し、生活環境にも悪影響を及ぼします。絶対にやめましょう。  
土地の所有者・管理者の皆さんへ

不法投棄物の処理責任は投棄者にあります。投棄者が不明の場合は土地の所有者や管理者の責任となります。日ごろから次のことに努め、不法投棄を防止しましょう。

- ・土地に立ち入られないように柵やロープを設置する
- ・不法投棄禁止などの看板を設置する
- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを定期的に行う
- ・定期的に見回る

### 不法投棄を発見した場合

不法投棄の現場を見かけた人は連絡してください。

- 大村警察署 ☎ 0110
- 県央保健所 ☎ 33005
- 環境保全課(内線143)

## 生ごみリサイクル講演会を開催します！

燃えるごみのうち約4割が生ごみで、この生ごみを減らすことがごみの減量化につながります。

生ごみリサイクル元気野菜作りなどについての講演会を開催します。ぜひご参加ください。

- と き**
- ① 12月11日(水)
  - ② 平成26年1月28日(火)
- 午後1時30分～3時30分

**と ころ** 郡コミセン

**内 容**

- ① 生ごみリサイクル講義、食の話
- ② 畑で実演、まとめの話

**講 師** 大地といのちの会

**申込方法** 電話でお申し込みください。(先着100人)  
■ 環境保全課(内線143)